

この申請書を記入後、譲受人住所地の地区担当委員に説明し、日付等の記入押印を受け、その後に農業員会事務局に提出して下さい。(譲受人が海老名市以外の住所の場合は不要)

様式第1号 農地法第3条の規定による許可申請書

令和 年 月 日 ( )

地区担当委員

海老名市農業委員会会長 殿

当事者

<譲渡人>

住所 **売る人または貸す人の住所氏名**  
 氏名 **「自署」または「代筆・押印」** 印

<譲受人>

住所 **買う人または借りる人の住所氏名**  
 氏名 **「自署」または「代筆・押印」** 印

複数人の例裏

下記農地(採草放牧地)について { **所有権**  
 貸借権  
 使用貸借による権利  
 その他使用収益権 ( ) } を { 設定(期間 年間)  
**移転** }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

1 当事者の氏名等

申請者	氏名	年齢	職業	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人	有馬 千早	70歳	農業	海老名市本郷〇〇〇〇番地		
譲受人	海老名 歩	40歳	農業	海老名市中新田〇丁目〇番〇号	日本	

※ 国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。その際は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たつて準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	対価、賃料 等の額(円) 10a当たりの額	所有者の氏名又は名称 (現所有者の氏名又は名称(登記簿と異なる場合))	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、 内容	権利者の氏名又は名称
海老名市勝瀬字小宝175番1	田	田	991	/10a	有馬千早		
土地の登記事項証明書の各項目を転記して下さい							
				/10a			
				/10a			
				/10a			
計							

賃借権設定の例

3 権利を設定し、又は移転しようとする理由及び契約の内容

権利を移転しようとする時期 本件許可日  
売買価格 5,000円/㎡  
土地代金は所有権移転登記完了と同時に支払う  
理由 経営規模拡大

賃借権設定の時期 本件許可日  
賃借料 8,500円/年  
賃借料は毎年12月末日までに当該年の年額を  
現金一括払とする。  
理由 経営規模拡大

所有権移転の例

例 世帯内贈与

海老名一子持分2分の1を海老名二郎持分2分の1へ贈与

<譲渡人>

住所 ○○○○○○

氏名 海老名一郎 ㊞ 持分2分の1

住所 ○○○○○○

氏名 海老名一子 ㊞ 持分2分の1

<譲受人>

住所 ○○○○○○

氏名 海老名一郎 ㊞ 持分2分の1

住所 ○○○○○○

氏名 海老名二郎 ㊞ 持分2分の1

〔権利移動がない一郎も記載する〕

(記載要領)

- 1 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができません。
- 2 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 5 申請書の別添及び様式1-1は、申請主体、権利移動の種類に分かれています。農業委員会の指導に基づき、記載が必要な頁のみ提出してください。

	様式例 第1号	別添Ⅰ（一般申請 記載事項）	別添Ⅱ（使用貸借 又は賃貸借に限る 申請に追加）	別添Ⅲ（特殊事由 による申請）	様式1-1（農地 所有適格法人）
	適用 条項	P1～7	P8	P9～10	P11～14
一般農家	3条1項	◎	—		—
農地所有適格 法人	3条1項	◎	—	—	○
一般法人、 一般個人	3条3項	◎	◎	—	—
特殊事由によ り申請 (学校法人等)	3条2項 ただし書	○	—	◎	—

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

**I 一般申請記載事項**

（留意事項）

- 1 「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。
- 2 生計及び住居を別にする申請者の2親等以内の「親族」も、権利を取得使用とする者又は世帯員の行う農業に従事する範囲において、世帯員と同様の取扱をすることができます。ただし、その場合その親族についても農地法第3条第2項各号の要件（全部効率利用要件、常時従事要件等）を世帯員同様、申請書に記載してください。

＜農地法第3条第2項第1号関係＞

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
所有地	① 4,955	1,982	2,973	0	② 0
	0	0	0	0	0
世帯員の所有地を世帯員以外に貸し付けている場合					
	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地	無し				

	農地面積 (m <sup>2</sup> )	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (m <sup>2</sup> )
所有地以外の土地	500	500	0	0	0
	0	0	0	0	0
世帯員以外の所有地を世帯員が耕作している場合					
	所在・地番	地目		面積 (m <sup>2</sup> )	状況・理由
		登記簿	現況		
非耕作地	無し				

(記載要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。  
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。
- 3 申請地が所在する市町村以外の区域に権利を有する農地がある場合は、農業委員会の指導に基づき、農地の明細書を添付してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		樹園地	採放草地
作付(予定)作物	水稻 <b>5月~10月</b>	・野菜( ) 月~ 月 ・野菜( ) 月~ 月 ・野菜( ) 月~ 月	・その他(イチゴ) <b>5月~3月</b> ・その他( ) 月~ 月 ・その他( ) 月~ 月	・	/
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )	<b>3,473</b>	<b>2,973</b>		<b>0</b>	<b>0</b>

自作地+借入地+今回の申請地

(2) 大農機具又は家畜

種類		数量					
		トラクター	耕うん機	田植機	コンバイン	その他	家畜
所有確保しているもの	所有	<b>1台</b>	<b>1台</b>	<b>1台</b>	<b>1台</b>	<b>2トントラック 1台</b>	
	リース						
所有導入予定のもの	所有						
	資金繰り予定						
	リース						

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

	氏名	年齢	続柄	職業	年間農作業従事日数		農作業の経験	通作距離 又は時間	備考
					現在	見込			
世帯員 (構成員)	海老名 歩	40	本人	農業	250	250	農作業歴 18年	自動車 1分～5分	
	海老名 しのぶ	35	妻	会社員	60	60	10年	1分～5分	
親族									
常時雇	現在 ( )人×( )日								
	( )人×( )日								
	増員予定 ( )人×( )日								
	( )人×( )日								
臨時雇	現在 ( )人×( )日								
	( )人×( )日								
	増員予定 ( )人×( )日								
	( )人×( )日								
雇用労働力(常時又は臨時雇用年間延日数)					年間延日数 0 日				

(記載要領)

- 「親族」は、当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をさします。
- 「続柄」は、申請者との関係で続柄を記載してください。
- 年間「農作業経験等」は、例えば農作業歴〇年、経験のない者は〇〇にて〇年農業技術履修他、経験技術等について参考となる事項を記載してください。
- 「備考」は、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は〇を記載してください。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

- その法人の構成員等の状況(様式1-1)に記載し、添付してください。

<農地法第3条第2項第3号関係>

- 信託契約の内容(信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。)

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

《農地法第3条第2項第4号関係》（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

- 4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）  
（該当する期間（実績又は見込み）を「←→」で示してください。）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間		←→											
農作業に常時従事する期間	世帯員等 氏名(海老名 歩 )	←→											
	氏名(海老名 しのぶ )	←→											
	氏名 ( )												
	氏名 ( )												
	氏名 ( )												
	氏名 ( )												
	氏名 ( )												

（「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。）

《農地法第3条第2項第5号関係》（転貸する場合のみ記載してください。）

- 5 転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。  
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

## <農地法第3条第2項第6号関係>

### 6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

**上記カッコ書きに基づき、詳細に記載してください。**

**この欄に記載したことを確認するため、農業委員会で現地調査、周辺農業者への聞き取り等を行い、周辺農地に影響がある場合や記載内容と著しく相違がある場合は、不許可となることがあります。**

**「地域農業集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行います。」**

**「水利利用についても近隣耕作者と調整し、周辺の耕作に支障のないようにします。」**



## II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、I の記載事項に加え、以下も記載してください。  
(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

### <農地法第3条第3項第2号関係>

#### 7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

### <農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

#### 8 その法人の業務を執行する役員、または農林水産省令<sup>1</sup>で定める使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

- (1) 氏名
- (2) 役職名
- (3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年 \_\_\_\_ か月  
そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年 \_\_\_\_ か月（直近の実績）  
年 \_\_\_\_ か月（見込み）

<sup>1</sup> 農地法施行規則第17条の2：法第3条第3項第3号の農林水産省令で定める使用人は、その法人の使用人であつて、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者とする。

### Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)

- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第92条第1項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)、2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

- 地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Ⅰの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の

対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限り、該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附随する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)